

■関係者への意見照会結果とその対応表

資料3

NO	頁	意見		意見者	対応結果	修正対応
		修正前	修正後			
1	1	<p>鳥羽市（以下、「本市」という。）では、既存市街地や既存集落、及びその周辺で大幅な人口減少が進んでおり、市街地や集落の空洞化が深刻化しています。</p> <p>また、今後も一層深刻化が予想され、医療・福祉・商業等の生活サービスの提供が困難になることが予想されます。さらに、社会資本の維持修繕による財政負担の増加、市中心部等の不動産などの価値の低下を引き起こし、公共投資等の質の低下や居住環境の悪化も予想されます。</p>	<p>鳥羽市（以下、「本市」という。）では、急速な人口減少・少子高齢化による市街地の空洞化が深刻化しています。</p> <p>また、今後も一層深刻化が予想され、医療・福祉・商業等の生活サービス水準を維持していくことも困難になると予想されます。さらにこの状況が悪化すれば、老朽化する公共施設等を維持するための財政負担も増加し、市中心部等の不動産などの価値の低下を引き起こし、公共サービス等の質の低下や居住環境の悪化も予測されます。</p>	事務局内	ご指摘通り対応しました。	有
2	1	<p>★サービス産業の生産性向上 …サービス産業は、その立地場所における需要（人口密度）が高いほど生産性が高くなる（付加価値額が高い）。</p>	<p>★サービス産業の生産性向上 …サービス産業は、立地場所の人口密度が高く、需要が高いほど、付加価値額が高くなり生産性も高くなる。</p>	事務局内	コンパクト・プラス・ネットワークの効果の図を削除しました。	有
3	1	<p>★健康の増進 …都市の人口密度が高いほど、歩行機会が多い。歩く習慣は、生活習慣病の予防、医療費の削減効果もみられる。</p>	<p>★健康の増進 …都市の人口密度が高いほど、歩行機会が多くなる傾向がある。歩く習慣は、生活習慣病の予防、医療費の削減効果もみられる。</p>	事務局内	コンパクト・プラス・ネットワークの効果の図を削除しました。	有
4	1	<p>★行政コストの縮減、地価の維持・上昇 …コンパクトなまちでは、行政サービスが効率化されコストが縮減される。また、密度の高いまちほど地価が高く、上昇幅も大きい（下落幅が小さい）。</p>	<p>★行政コストの縮減、地価の維持・上昇 …コンパクトなまちでは、行政サービスが効率化されコストの縮減効果が発揮される。また、人口密度の高いまちほど地価が維持、又は高くなる傾向がある。</p>	事務局内	コンパクト・プラス・ネットワークの効果の図を削除しました。	有
5	1	<p>★環境負荷の低減 …都市の人口密度が高いほど、一人当たりの自動車交通によるCO<sub>2</sub>排出量が少なくなる。</p>	<p>★環境負荷の低減 …都市の人口密度が高いほど、一人当たりの自動車交通によるCO<sub>2</sub>排出量が少なくなる。</p>	事務局内	コンパクト・プラス・ネットワークの効果の図を削除しました。	有
6	1	(記載の修正) ※計画書の冒頭に（唐突に）"誤解"のことを描いていることに違和感を感じる →記載全体を削除する、もしくは要約した文章を記載する		事務局内	表を削除し、文章のみの記載としました。	有
7	1	さらに、社会資本の維持修繕による財政負担の増加	空洞化により税収が下がり、市財政においての維持修繕費の割合があがるという意味か？空洞化による影響としてわかりにくいで消してもよいのでは	事務局内	住宅がまばらに広がるとそれだけ広範囲の社会インフラを維持・管理する必要があるということです。人口減少に伴い税収が下がるということもあるのですが、低密度に拡散市街地では効率の悪い社会インフラの整備や維持管理が必要となってしまいます。	無

■関係者への意見照会結果とその対応表

資料3

NO	頁	意見		意見者	対応結果	修正対応
		修正前	修正後			
8	1	こうした災害に対する土地利用や～見直されるようになっています	本市においてのことなのか、全国においてのことなのか? 前段の部分の説明が本市においての話なので、本市として必要になりますとなつていれば意味はつながるが、全国の話であればつながりがわかりにくい。	事務局内	全国的に見直されており、鳥羽市においても見直す必要があるといったニュアンスに変更しました。	有
9	1	【参考】コンパクト・プラス・ネットワークをめぐる誤解	「コンパクト・プラス・ネットワークとは」がないで急に誤解とくるのが違和感ある 「コンパクト・プラス・ネットワークとは」の説明をして、説明の内容に誤解をとくための内容をいたほうがよいのでは	事務局内	「コンパクト・プラス・ネットワークとは、人口が減少する中でも、医療・福祉・子育て支援・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導しつつ、その周辺や公共交通の沿線に居住を誘導し、生活サービスへのアクセスを確保しながら一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティの持続性を高める考え方です。」を追記しました。	有
10	1	×縮退均衡	縮小均衡ということか 緩小均衡の認識とコンパクト・プラス・ネットワークは違うのか 用語がむずかしい 正誤で説明せずコンパクト・プラス・ネットワークとはで説明したほうがよいのでは	事務局内	他のご意見での対応も踏まえ、表は削除しました。	有
11	2	紙面の3分の2が空白になっている	紙面の3分の2が空白になっているので、何か参考図等を入れるなど有効活用を検討して欲しい。	事務局内	立地適正化計画の手引きから参考図等を挿入しました。	有
12	2	(1)立地適正化計画とは…1	削除でよいのでは? (2)がないため	事務局内	ご指摘通り対応しました。	有
13	3		都市マスターPLANとの関係性を記述すること 都市再生特別措置法第81条第17項の規定による”調和”的こと	事務局内	ご指摘通り対応しました。	有
14	3	立地適正化計画と都市計画マスターPLANとの関係性は「調和」と表現してはどうか。		三重県	ご指摘通り対応しました。	有
15	3	地域公共交通計画を関連計画の一つとしてではなく、立地適正化計画と並列に記載してはどうか。		三重県	ご指摘通り対応しました。 また、地域公共交通計画とは特に連携・整合を図ることを文章で追記しました。	有
16	4	(3)計画の目標年次	6pにずらしては? 6Pが白紙なので	事務局内	奇数ページスタートとなるように調整しています。	無
17	5	約47%とあるが、計算すると46.31%、すべて切り上げていますか?全体の考え方を統一してはどうでしょうか。		三重県	四捨五入で統一します。 該当部分は「約46%」に修正します。	有
18	5	図の出典元が“社人研”であることを補足してはどうか。		三重県	ご指摘通り対応しました。	有
19	7	用途地域外では、小浜漁港周辺や安楽島漁港周辺、答志島に・・・。とあるが、用途地域外と都市計画区域外は分けて記載してはどうか。		三重県	「答志島（都市計画区域外）」とします。	有

## ■関係者への意見照会結果とその対応表

資料3

NO	頁	意見		意見者	対応結果	修正対応
		修正前	修正後			
20	9	図について、青色の濃淡ではなく、色を分けた方が見やすいのではないか。		三重県	全て減少であることを示したいため、青色をベースとしつつ、濃淡の差を大きくしました。	有
21	10	空家は各地に分布していますが、中心市街地である中之郷駅の周辺や坂手島に多くみられます。	都市計画区域内では中之郷駅の周辺、都市計画区域外では坂手島（都市計画区域外）に多くみられます。	事務局内	他との整合を図り、「空家は、用途地域内では中之郷駅の周辺、用途地域外では坂手島（都市計画区域外）に多くみられます。」に修正します。	有
22	10	二次的住宅（別荘等）～「その他の住宅」	一般的な空き家（誰がなにに使うとか決まっていない空き家）と言いたいのか　わかりにくい	事務局内	他のご意見での対応も踏まえ、定義を追加しました。	有
23	10	中心市街地である中之郷駅の周辺	中之郷駅周辺は中心市街地？	事務局内	他のご意見を踏まえ、以下に修正しました。 「空家は、用途地域内では中之郷駅の周辺、用途地域外では坂手島（都市計画区域外）に多くみられます。」	有
24	10	その他3（平面駐車場等）その他2（未利用宅地）	その他 いらないのでは	事務局内	その他は削除しました。	有
25	10	全住宅の30%、全住宅の約2割という二つの表現があるので、統一してはどうか。		三重県	「%」に統一しました。	有
26	10	その他3（平面駐車場等）、その他2（未利用宅地）という表現が急に本文中に出てくるため、補足説明等を入れてはどうか。		三重県	以下、「その他○」は書かないこととしました。 「その他3（平面駐車場等）」⇒「平面駐車場等」 「その他2（未利用宅地）」⇒「未利用宅地等」	有
27	10	空家率の“うちその他の住宅”は継続的な居住がある住宅が該当するという認識でよいか。		三重県	定義を追記しました。。（右図参照）	有
28	11	図が見にくいで、もう少し大きく表示できるよう工夫してはどうか。		三重県	下図から等高線等を削除し、見やすくなるための工夫をしました。	有
29	13	(一般) 診療所	「一般診療所」もしくは「一般の診療所」に修正 ※文中の”(カッコ)”表記は極力避ける	事務局内	「一般診療所」に統一しました。	有
30	13	民間の(一般) 診療所は中心部	(一般) とは 中心部はどこ	事務局内	「各地に市の一般診療所が立地していますが、民間の一般診療所や歯科診療所は、用途地域内を中心に立地しています。」に修正しました。	有
31	13	小浜町や池上町～箇所があります。	小浜町や池上町～などでは医療施設の徒歩圏外となります。	事務局内	ご指摘通り対応しました。	有
32	14	図中の数字を大もう少し大きく表示してはどうか。		三重県	数字を大きくすると、数字が重なってしまうため、下図から等高線等を削除することにより見やすさを工夫しました。	有
33	14	各図・表に「〇年〇月〇日現在」と記載してはどうか。		三重県	「令和7年（2025年）10月現在」と追記しました。	有
34	14	徒歩圏を800mに設定した根拠を補足してはどうか。また、26ページでは徒歩圏を鉄道駅800m、バス停300mに設定しているので、根拠を補足してはどうか。		三重県	「※徒歩圏は「都市構造の評価に関するハンドブック（平成26年8月）」に基づき、一般的な徒歩圏である半径800mを採用（以降同様）」と追記しました。	有
35	16	表 福祉施設一覧	No.4,5,8,30,37の行を削り、No.を繰り上げてください。	健康福祉課	ご指摘通り対応しました。	有

■関係者への意見照会結果とその対応表

資料3

NO	頁	意見		意見者	対応結果	修正対応
		修正前	修正後			
36	17	保育所・こども園・幼稚園は各地に立地しており、子育て支援センターは大明東町と池上町に立地しています。 小学校は各地に立地しており、放課後児童クラブは鳥羽小学校と安楽島小学校に付随して立地しています。 鳥羽駅や中之郷駅の周辺は子育て支援施設の徒歩圏外となっています。	保育所・ <del>こども園</del> 幼稚園は各地に立地しており、子育て支援センターは <del>大明東町と</del> 池上町に立地しています。 小学校は各地に立地しており、放課後児童クラブは鳥羽小学校と安楽島小学校に付隨 <del>隣接</del> して立地しています。 鳥羽駅や中之郷駅の周辺は子育て支援施設の徒歩圏外となっています。	健康福祉課	ご指摘通り対応しました。	有
37	17	図・表 子育て支援施設の分布・一覧	No.5, No13の行を削り、No.を繰り上げてください。 ⇒P56の2) 保育所の徒歩圏0~4歳人口カバー率の変更?	健康福祉課	ご指摘通り対応しました。	有
38	17	凡例の○と◇が重なっている箇所があるため、少しズラすなど工夫してはどうか。		三重県	極力重ならないように調整はしておりますが、密集している場合、完全に重ならないようにすることは難しいです。	無
39	18	図及び一覧表 ※コミュニティ施設で不足しているものがある	<a href="https://www.city.toba.mie.jp/soshiki/k_shakaikyoiku/gyomu/shisetsu_annai/2933.html">https://www.city.toba.mie.jp/soshiki/k_shakaikyoiku/gyomu/shisetsu_annai/2933.html</a> 小浜分館が書かれていません。	事務局内	ご指摘通り追加しました。	有
40	20	小浜町や池上町～箇所があります。	小浜町や池上町～などでは文化施設の徒歩圏外となります。	事務局内	ご指摘通り対応しました。	有
41	20	出典に三重県HPと記載があるが、不要ではないか。 (どの箇所を参照したのか。)		三重県	「登録博物館について」のページを参照しました。博物館は誘導施設として定めており、その定義として、「博物館法第2条第1項に定める博物館」としております。登録博物館の情報は三重県HPに掲載されているため、出典として載せています。 <a href="https://www.pref.mie.lg.jp/SHABUN/HP/m0209600167.htm">https://www.pref.mie.lg.jp/SHABUN/HP/m0209600167.htm</a>	無
42	22	商業施設	ホームセンターに該当しないか? DAISO 鳥羽店（鳥羽市鳥羽4丁目16-9）	事務局内	ご指摘通り対応しました。	有
43	23	行政施設 本市の庁舎は中之郷駅の北側に立地しております	本市の庁舎は"鳥羽駅から中之郷駅の間"に立地しており ※"鳥羽駅"の吹き出しを追加する	事務局内	ご指摘通り対応しました。	有
44	24	J A や J F も	J A バンクや J F マリンバンクも	事務局内	ご指摘通り対応しました。	有
45	24	区分 J A J F	区分 農協 漁協	事務局内	上記の対応に合わせ、「J A バンク」「J F マリンバンク」に統一しました。	有
46	24		図中に"中之郷駅"の吹き出しを追加する	事務局内	ご指摘通り対応しました。	有
47	25		文章中の"～"を"から"に修正する	事務局内	ご指摘通り対応しました。	有
48	25	凡例の「用途地域指定区域」が公共交通網図のみピンク着色であるが、他の図の凡例と統一してはどう		三重県	バス路線がすべてラインのため、見やすさを考慮し面として示しています。	無

## ■関係者への意見照会結果とその対応表

資料3

NO	頁	意見		意見者	対応結果	修正対応
		修正前	修正後			
49	26	徒歩圏（鉄道駅）と徒歩圏（バス停）の円	青と緑の円が重なる部分（境い目）が分かりにくい	事務局内	枠をつけることで境界を強調しました。	有
50	27	公共交通利用状況（鉄道・バス共通）について、全利用者数ではなく、定期券利用者数など住民の利用状況を把握できないか。		三重県	属性別の利用状況は集計しておらず、対応が難しいです。	無
51	29	図歳出（目的別）比率の推移	グラフが白黒ということもあり、凡例との判別が難しい	事務局内	カラーに変更しました。	有
52	31	津波浸水想定区域図について、L1及びL2いずれを対象としたものか記載してはどうか。		三重県	ご指摘通り対応しました。	有
53	36	図	対象箇所が小さくて判別しづらいので、都市計画区域に拡大してはどうか？	事務局内	都市計画外にも指定されていることを示す必要があると考えるため、市全域を載せることとします。ただ、下図から等高線等を抜くことにより見やすくなるように工夫しました。	有
54	37	図	都市計画区域内しか調査されていないことから、都市計画区域に拡大してはどうか？	事務局内	ご指摘通り対応しました。	有
55	39	本文中“スーパーマーケット”とあるが、P22商業施設の区分（総合スーパー、食品スーパー等）のどれに該当するのか記載してはどうか。		三重県	「スーパーマーケット」⇒「総合スーパー、食品スーパー」に修正しました。	有
56	39	本文中の“10万人都市以下平均…”とあるが、正しくは“1～2万人都市平均”ではないか。		三重県	ご指摘通り対応しました。	有
57	40	図	バス停、バスルート、日常サービスの徒歩圏があまりに小さくて判別できない	事務局内	下図から等高線等を削除することにより、見やすくなるように工夫しました。	有
58	50	凡例で鉄道駅はすべて共通であるが、バスルートと同様に、30本/日以上と未満の鉄道駅が区別できるよう表示を分けてはどうか。		三重県	ご指摘通り対応しました。	有
59	50	凡例のバスルートは片道30本以上と未満で区別されているが、図示では違いがわかりにくいため、工夫してはどうか。		三重県	基幹的公共交通路線のバス停についても色を変更しました。	有
60	62	その他の図示されているが、高齢者徒歩圏に医療機関がない住宅の割合・公園がない住宅の割合は図示しないのか。		三重県	あくまで「その他の指標」のため図化しておりません。安全・安心における「その他の指標」も同様の扱いとしております。	無
61	63	表の注釈で対象とした災害に“家屋倒壊等氾濫想定区域”と記載があるが、P31～のリスク分析には記載がない。どこか確認ができるのか。		三重県	鳥羽市の現況（6）災害2)洪水にて追加しました。	有
62	71	表中に“10万人都市以下平均”とあるが、正しくは“1～2万人都市平均”ではないか。		三重県	データ自体は「10万人都市以下平均」ですが、前段での整理を踏まえ「1～2万人都市平均」に差し替えました。	有

## ■関係者への意見照会結果とその対応表

資料3

NO	頁	意見		意見者	対応結果	修正対応
		修正前	修正後			
63	77	(広域交流拠点) 【場所】鳥羽駅周辺	(広域交流拠点) 【場所】鳥羽駅周辺、 <u>中之郷駅周辺</u> 稽追加	事務局内	ご指摘通り対応しました。	有
64	78	目指すべき都市の骨格構造（図）	・広域交流中心拠点の円が中之郷駅周辺を含むようにもう少し大きくしてほしい ・小浜周辺、池ノ浦駅周辺、赤崎駅周辺の地域拠点についてもう少し大きくし、100ページの都市機能誘導区域の範囲を包括するように範囲を広くする	事務局内	ご指摘通り対応しました。	有
65	78	市街地ゾーンと自然環境ゾーンが急に出てくるため、P73のような定義付けを明確にしてはどうか。		三重県	「※「ゾーン」は都市マスターplanと同様」と追記します。	有
66	83	表中の鳥羽市における取扱いで、「居住誘導区域から除外を考慮する区域」に“含めない”という意味が、“居住誘導区域に含めない”という意味合いであれば、次ページ以降の表記と整合性は図れているか。		三重県	都市計画運用指針等の表現と合わせており、整合性は図られています。	無
67	83	浸水想定区域等、計画規模か想定最大規模か明確にしてはどうか。		三重県	ご指摘通り対応しました。	有
68	84	凡例の「居住誘導区域から除外を考慮する区域」を除外した区域を、もう少し分かりやすい表現を再検討してはどうか。		三重県	「鳥羽市において含めないこととした区域を除外した区域」に変更しました。	有
69	85	凡例に農用地区域があるが、該当がない場合は削除してはどうか。		三重県	ご指摘通り対応しました。	有
70	87	凡例をP32・33と統一してはどうか。		三重県	ご指摘通り対応しました。	有
71	89	凡例をP31と統一してはどうか。		三重県	ご指摘通り対応しました。	有
72	90	他の図は“[参考]”と記載があるが、臨港地区は“[参考]”と記載しなくてもよいか。		三重県	追記しました。	有
73	91	本文中急に“区域区分”という表現が出てくるので、読み手がわかりやすいよう、記載方法を工夫してはいかがか。		三重県	「区域区分が定められていない都市計画区域（非線引き都市計画区域）」と修正し、区域区分の説明を注釈で追記しました。（下記参照） ※区域区分：都市計画法第7条に基づき、都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために、都市計画区域を「市街化区域」と「市街化調整区域」の2つの区域に区分すること。区域区分を行うことを一般的に「線引き」という。	有

## ■関係者への意見照会結果とその対応表

資料3

NO	頁	意見		意見者	対応結果	修正対応
		修正前	修正後			
74	97	都市機能誘導区域、独自区域設定のロジックが不十分居住誘導区域内で都市機能誘導区域を設定することが大原則ですが、三重県の場合、ガイドラインで「沿岸部で商業系土地利用を進める」位置づけがあります。⇒ガイドラインと整合させると「沿岸部は人が住むことは進めないけど、商業・産業はOK」というロジックになります。そのため、「災害リスクの許容」だけでは不十分で、「居住の誘導はしないけど、拠点として都市機能は集積させる」という話が必要です。あと、「単独」とか「重複」とか、ネーミングが・・・		事務局内	都市機能誘導区域の基本的な考え方にて、以下を追記しました。 「また、産業活動の機能性や地域産業の維持向上の視点からも、防災・減災対策を前提としつつ、積極的に都市機能の維持・集約を図り、拠点の強化を図るべきと考えます。」	有
75	105	図にスーパー・診療所が立地する箇所を追記してはどうか。（次頁に記載あり）		三重県	p.105～115の各図面において、都市機能を表示しました。	有
76	105	図に宿泊施設が立地する箇所を追記してはどうか。（次頁に記載あり）		三重県	p.105～115の各図面において、都市機能を表示しました。	有
77	107	図にスーパー・ドラッグストア、診療所・コンビニが立地する箇所を追記してはどうか。（次頁に記載あり）		三重県	p.105～115の各図面において、都市機能を表示しました。	有
78	118	図で観光・レクリエーション拠点の中心から半径500mの範囲とあるが、どこが観光・レクリエーション拠点に該当するか明確にしてはどうか。		三重県	「みなとまちの景観ゾーン」と「観光・レクリエーション拠点の中心から半径500mの範囲」の凡例を図に追加しました。	有
79	121	各誘導区域が最終的にどう設定されたのかがわかりにくいです。P115以降に総括図を掲載できないでしょうか。		事務局内	総括図を追加しました。	有
80	153	図中に介護事業所（訪問系）の記載があるが、合っているか。		三重県	介護事業所（訪問系）ではなく食品スーパーが立地しています。凡例の区別がつきづらいため、「総合スーパー」「食品スーパー」の凡例を変更しました。	有
81	155	誘導施設の表	A4縦で印刷できるように表自体を見直してはもしくは見開きでA3になるようにするか	事務局内	電子データでの見やすさ考慮し、A3のままとします。なお、製本の際は必要に応じてA4に統一することとします。	無
82	157	誘導施設の定義は、P118（誘導施設候補）の近くに掲載してはどうか。		三重県	届出の要否の判断をするために、最終的な誘導施設のみ定義を位置付けているため、誘導施設が確定した最終段階で掲載しています。	無
83	160	宿泊施設等の維持 宿泊施設等の維持に係る費用の補助を行います。	観光資源の魅力向上と旅行者の受入環境の充実 観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他市民生活と調和した持続可能な観光まちづくりの施策に要する費用に充てることを目的に、令和8年4月1日から宿泊税の課税を開始します。	事務局内	ご指摘通り対応しました。	有

■関係者への意見照会結果とその対応表

資料3

NO	頁	意見		意見者	対応結果	修正対応
		修正前	修正後			
84	161	認可みなし制度の適用にあたっては、対象となる改修事業が、住宅や都市機能誘導施設の立地の誘導に資するものであるか否かが重要な判断要素となります。このページでは、それが読み取れないので、都市計画施設を改修することで、どのような効果が期待できるのか、記載してみては如何でしょうか。 また、記載しないとした場合であっても、みなし認定を受ける際に誘導に資する理由等を説明できるように整理しておいた方がよいと思われます。		中部地整	令和8年度から鳥羽駅周辺エリア2040将来ビジョン（計画）に基づく事業計画を策定予定であり、そのエリアが立地適正化計画の広域交流中心拠点になっていることからも、老朽化した都市計画施設を改修することで、エリアの魅力や価値を高め、都市機能の増進や周辺部の居住誘導に資することが可能になると考えています。 また、鳥羽中央公園や市民の森公園、池上公園については、居住誘導区域内であり、老朽化した公園施設を改修することで、周辺部の居住誘導に資することが可能になると考えています。	有
85	162	各表について、すでに都市計画法による事業認可を取得しているものは対象外としてください。		三重県	●→155ページの施設の一覧は残しておくが、156、157ページの事業一覧は一部削除しました。 ●みなし認可手引きによると、「協議時点において、都市計画法の手続きにおいて都市計画事業として認可され、事業中の改修事業は対象としないこと」となっている。 ・既存認可事業は削除 →鳥羽中央公園は削除 ●みなし認可手引きによると「市町が施行者となる事業に限る」となっている。 ・県事業・県管理施設は削除 →国道167号線は削除 ●みなし認可手引きによると「概ね5年以内に完了するものとする」「当該事項に関する立地適正化計画の変更は、「軽微な変更」であり、都市計画審議会の意見聴取手続き等は要しない」となっている。 ・実施可能性が低いものは削除 →鳥羽ポンプ場は削除	有
86	162	国道167号線の位置づけを教えてください。（県管理？市道？）		三重県	国道167号線は、三重県が決定権者の都市計画道路のため、削除しました。	有
87	162	計画面積には、すべて“約”を付けてはどうか。また、佐田浜東公園の面積は、“0.40”haではないか。		三重県	佐田浜東公園は”約0.43ha”が正しいです。 全て”約”をつけて表示しました。	有
88	162	“鳥羽ポンプ場”は名称に含まれないのではないか。		三重県	“鳥羽ポンプ場”という名称を削除しました。	有
89	162	事業一覧はみなし認可の協議・同意が整ったもののみが記載できるため、今後の手続きの状況をふまえて記載内容を整理してください。		三重県	最終的に協議・同意が整ったもののみ事業一覧として掲載します。	未
90	166	(2) 都市機能誘導区域に関する届出・勧告（開発行為等）	(2) 都市機能誘導区域”外”に関する届出・勧告（開発行為等）	事務局内	ご指摘通り対応しました。	有

■関係者への意見照会結果とその対応表

資料3

NO	頁	意見		意見者	対応結果	修正対応
		修正前	修正後			
91	168	フロー図	スタート部分を"立地場所が都市機能誘導区域内か"にする ※現在は"建物用途が誘導施設に該当するか"にスタートになっているが逆にする	事務局内	立地場所が都市機能誘導区域外であっても建物用途によっては届出不要となるため、フローがおかしくなります。 現状のままとするのが良いと考えます。	無
92	169	(3) 都市機能誘導区域内に関する届出・勧告（誘導施設の休廃止）	(2) 都市機能誘導区域"内"に関する届出・勧告（誘導施設の休廃止）	事務局内	ご指摘通り対応しました。	有
93	169	フロー図	スタート部分を"立地場所が都市機能誘導区域内か"にする ※現在は"建物用途が誘導施設に該当するか"にスタートになっているが逆にする	事務局内	立地場所が都市機能誘導区域外であっても建物用途によっては届出が必要となるため、フローがおかしくなります。 現状のままとするのが良いと考えます。	無
94	175	図について、対象区域をもう少し大きく表示してはいかが。		三重県	枠で囲んだエリアの拡大図を追加しました。	有
95	175	凡例の緊急輸送道路（紫色・点線）は少しわかりにくいのではないか。		三重県	表現を変更しました。	有
96	176	一行目￥マークあり	削除	総務課防災	ご指摘通り対応しました。	有
97	176	文頭の“¥”を削除してはどうか。		三重県	ご指摘通り対応しました。	有
98	179	凡例と図示の表示が異なるのではないか。（土砂災害の危険性がある区域、ハッチの有無） →プリンターで印刷すると凡例部分の「土砂災害の危険性がある区域」のハッティング（斜線）が印刷されない（見えない）。		三重県	図面を載せなおし、印刷の際に凡例が映ることを確認しました。	有
99	184	文中の「復興事前まちづくり」を“事前復興まちづくり”に修正してください。		三重県	ご指摘通り対応しました。	有
100	184	図の「家屋倒壊等氾濫想定区域」「津波浸水想定区域（2m以上）」がズレている。		三重県	修正しました。	有
101	185	表1段目 実施主体	センタリング	総務課防災	ご指摘通り対応しました。	有
102	185	表2段目 建築制限の検討	災害危険区域の設定のことなら明記してはどうか	総務課防災	現時点では「災害危険区域」に関する具体的な考えはないため、抽象的な表現に留めます。	無
103	185	表5段目 業務系・公共系統の施設配置のあり方検討	重点的に実施する地区等を都市計画域内（居住誘導区域外）の災害ハザードエリアに修正してはどうか。都市計画区域内の施設も考慮する必要あり。	総務課防災	ご指摘通り対応しました。	有
104	185	災害ハザードエリア外への居住の移転	"（土砂災害防止法第26条による移転勧告の活用）"のコメント追加する※都道府県知事が移転等を促すものであるため、実施主体を"県・市"にする	事務局内	ご指摘通り対応しました。	有
105	185	保安林の改良・整備の実施主体が「市」になってい	保安林の改良・整備の実施主体は「県」にする	事務局内	ご指摘通り対応しました。	有
106	185	市・県	県・市にする	事務局内	ご指摘通り対応しました。	有

## ■関係者への意見照会結果とその対応表

資料3

NO	頁	意見		意見者	対応結果	修正対応
		修正前	修正後			
107	185	県が主体で実施する事業については、事業課と事前に調整を行ってください。		三重県	今後、調整を行います。	未
108	185	実施時期の目安について、1件を除き全てのスケジュールが中長期いっぱいとなっております。PDCAサイクルに基づき中間見直し等をする際に、評価し辛くなると思いますので、もう少し具体的な時期の目安を記載することが望ましいです。 また、「短期、中長期」としていますが、「短期、中期、長期」とすることにより、より進捗管理がし易くなると思いますので、参考にしてください。		中部地整	実施時期の目安が決まっているのは「鳥羽河地ダムの整備」のみであり、その他の取り組みは長期にわたり継続して取り組む必要があると考えます。そのため、鳥羽市では伊勢市同様に「短期」「中長期」の分けて設定します。	無
109	187	表1段目 要配慮者利用施設～	避難計画を避難確保計画に修正。実施主体は市。	総務課防災	ご指摘通り対応しました。	有
110	187	表7段目 情報収集体制～	実施主体を国・県・市と修正する。	総務課防災	ご指摘通り対応しました。	有
111	187	表最下段 防災DXの推進	実施主体を国・県・市と修正する。	総務課防災	ご指摘通り対応しました。	有
112	188	高台必要面積	高台市街地必要面積という意味でよかったです。	事務局内	以下に統一しました。 ・高台必要面積→高台市街地必要面積 ・高台候補地→高台市街地候補	有
113	188	具体的な取組内容等は事前復興まちづくり計画で検討していきます。	※もう少し検討の時期についてその目安を文言で表現したい 例) 第6次鳥羽市総合計画(後期基本計画)に基づき、事前復興まちづくり計画の策定を進めていく予定ですが、具体的な取組内容等は・・・	事務局内	「第6次鳥羽市総合計画(後期基本計画)に基づき策定予定の(仮称)事前復興まちづくり計画にて、具体的な取組内容等を検討していきます。」に修正しました。	有
114	199	高台候補地(案)の図中、色が異なる(紫・ピンク)のはなぜか。		三重県	図中と凡例を合わせました。	有
115	199	高台広報地(案)が示されていますが、施策として何か実施する予定はありますか?また、ある場合、進捗管理はしますか?		中部地整	次年度以降、(仮)復興まちづくり計画を策定する予定であり、詳細な施策等は同計画で検討していきます。進捗管理についても同計画において管理していく予定です。	無
116	201	1) 各目標値の関係性	(1) 各目標値の関係性 目次へも反映必要	事務局内	ご指摘通り対応しました。	有
117	203	目標値が多いため、精査してはどうか。		三重県	前回都市再生協議会時の目標数は14あったが、精査を行い11まで削減しました。必要最低限の目標値と考えます。	無
118	203	本文中(下から2行目)の推計値22.3人/haがあるが、正しくは16.4人/haではないか。		三重県	ご指摘通り対応しました。	有
119	207	1) 本文中、目標達成には都市機能誘導区域外(都市計画区域内)から3施設の誘導が必要、と記載があるが、市外からのパターンは含まれないのか。		三重県	新規立地のパターンも追加で例示しました。	有

■関係者への意見照会結果とその対応表

資料3

NO	頁	意見		意見者	対応結果	修正対応
		修正前	修正後			
120	207	2) 目標値等を施設数としているが、会議でもあつた“宿泊可能人数”等での設定は検討できないか。		三重県	宿泊施設の規模（宿泊可能人数）は、民間事業者が需要を見込んで設定するため、指定をすることは望ましくないと考えます。現在の施設が減らない（施設が減ることで賑わいの雰囲気が低下する、まちが衰退している雰囲気にならないようにする）ということを主目的に施設数とします。	無
121	208	2) 公共交通利用者数の目標値について、観光客を除く、居住者の利用データで整理はできないか。		三重県	属性別の利用状況は集計しておらず、対応が難しいです。	無
122	212	(2) 防災性の向上	防災部局と要調整とあるが、防災部局の取り組みでは目標を達成を図ることが難しい数値だと思われる。防災危機管理室の権限では居住誘導できないため、指標として設定するのはいかがか。伊勢市のように直接のハード整備を設定してはどうか。	総務課防災	以下の2点から、現状のままとします。 ①防災部局単体での目標達成というわけではなく、災害危険区域等の検討や居住誘導区域への居住誘導施策の推進等による総合的な取組により達成を目指す目標値であること。 ②ハード整備よりは今の目標の方がコンパクト・プラス・ネットワークとの関連性が高いこと。	無
123	215	財政の健全化（※財政部局と要調整）	※"今後の財政見通し（2025～2059）令和7年10月"参考 →上記計画が5年間ということもあり、立地適正化計画での目標値は令和11年のものしか設定することができない。	企画財政課	5年ごとに見直しを行うことを前提に、令和11年までの目標値とします。なお、一人当たりの歳出は、「今後の財政見通し」での各年の歳出を推計総人口で除算し算出しました。	有
124	全体	本文中、類似する図が連続していて、タイトルだけでは何の図か理解が難しい個所があります。図の上部に説明を付けるなどできないでしょうか。		事務局内	p.85～90について、コメントを追加しました。	有
125	全体	誤字・脱字、用語の統一については、チェックをお願いします。P39の2段落目が「です・ます」になっていないなどがあるので、併せて確認をお願いします。		事務局内	確認しました。	有
126	全体	誘導区域の詳細図、本編の絵と合ってますか？特に、土砂関係で穴抜きになっているようにも思いますが、地形地物で切らなくて、ちゃんと運用できますか？届出の内外が判定できますか？例えば、敷地の一部が誘導区域から外れている宅地で、建築申請の際に届出をしようとする場合の運用はどう考えます？		事務局内	本編と同じshpにより作成しています。 届出の要否は、建築基準法91条の考え方に基づきp.165,168,169に「※開発区域又は建築物の敷地の過半の属する区域が居住誘導区域外の場合には、届出が必要になります。」等と記載を追加しました。 別途「届出の手引き」を作成する予定です。	有
127	全体	鳥羽〇丁目の表記について	漢数字に修正	総務課防災	ご指摘通り対応しました。	有
128	全体	図	図が小さい ※14ページ（都市計画区域レベル）に拡大	事務局内	可能な範囲で図を大きく表示しました。	有

■関係者への意見照会結果とその対応表

資料3

NO	頁	意見		意見者	対応結果	修正対応
		修正前	修正後			
129	全体	"WEBサイト"	別のページではHPと記載しているところがあるので全体的に統一を	事務局内	「HP」に統一しました。	有
130	全体	白紙ページについて	ページ数がもったいないので詰めては	事務局内	奇数ページスタートとなるように調整しています。	無
131	全体	グラフについて	棒グラフと折れ線グラフが白黒なのはなぜか？カラーの方が見やすいのでは	事務局内	カラーにしました。	有
132	全体	各ページのヘッダーについて	見開きの左のページのヘッダーが鳥羽市立地適正化計画になっており、このページだけを印刷すると第何章かわからない	事務局内	奇数ページ、偶数ページのいずれも「第〇章　〇〇」と表記しました。	有
133	全体	計画対象区域は都市計画区域内であるため、当該分析結果が以降の方針や取組内容に関連しないのであれば、計画対象区域にスポットをあて、拡大してはどうか。（以降の頁も同様）		三重県	立地適正化計画の対象区域は都市計画区域内としていますが、コンパクト・プラス・ネットワークは市全域の状況を踏まえ検討する必要があると考えます。 また、各種施策によるコンパクト・プラス・ネットワークの推進により、都市計画区域外の居住者等にとってもメリットはあると考え、定量的な目標値における「市民意識の向上」は市民全体を対象としています。 以上より、市全体を載せることとします。	無
134	その他	上位・関連計画（分野別） 7)その他 環境 鳥羽市ゼロカーボンシティ推進計画 (R6_1)	鳥羽市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事業編）(R7_3)を追記	環境課	本編の中では関連計画に含まれているものと認識しています。	無
135	その他		鳥羽市立地適正化計画（素案） 【本編】 令和7年11月 鳥羽市	事務局内	ご指摘通り対応しました。	有
136	その他	各章のタイトルにページ数は不要ではないかでしょうか。		三重県	削除しました。	有